

温泉地学研究所科学研究費助成事業（科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金）に係る事務取扱要領

（目 的）

第1条 この要領は、「神奈川県温泉地学研究所（以下「研究所」という。）に所属する研究者が、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）から交付を受ける科学研究費助成事業（科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金）（以下「科研費という。」）について、研究者の負担軽減、補助金の効率的使用及び不正使用防止を目的として、文部科学省及び日本学術振興会が定める研究者使用ルール及び機関使用ルール（以下「使用ルールという。」）に基づき、研究者に代わって研究所が行う事務等について定めるものである。

（定 義）

第2条 研究者とは、研究所に所属し、かつ、当所の研究活動に実際に従事する者（研究の補助は除く。）をいい、有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外を主たる職務とする者を含むものとする。

2 科研費とは、交付決定された直接経費（補助事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費）及び間接経費（補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費）をいう。

（研究所による科研費の管理等）

第3条 研究者は、研究所に科研費の管理を行わせるとともに、科研費に係る諸手続を研究所を通じて行わなければならない。

（科研費に係る諸手続）

第4条 研究所は、研究者に代わって科研費に係る次の諸手続を行うこととする。

- (1) 研究者の応募資格の確認及び登録書類の提出
- (2) 公募要領の内容の周知
- (3) 応募書類の確認及び提出
- (4) 交付内定通知の受理及び研究者への通知
- (5) 交付申請書類の取りまとめ及び提出
- (6) 交付決定通知の受理及び研究者への伝達
- (7) 科研費の受領
- (8) 交付申請書の記載内容変更等の手続き
 - ① 補助事業の変更等
 - ② 研究代表者に関する変更等
 - ③ 研究分担者に関する変更等

(9) 科研費の使用

- ① 直接経費の管理
 - ② 間接経費に係る事務
 - ③ 研究の進捗状況に応じた柔軟な研究費の使用
 - ④ 設備等に係る事務
 - ⑤ 実施状況報告書の提出にかかる手続き
 - ⑥ 実績報告書の提出に係る手続き
 - ⑦ 額の確定に係る手続き
- (10) 関係書類の整理・保管等
- (11) 研究成果報告書等の提出に係る手続き
- (12) 適正な使用の確保（研修会・説明会の開催）

（直接経費の管理）

第5条 研究所は、研究者に代わって直接経費を管理する。

2 保管は、交付申請時等に届け出た「科学研究費助成事業振込銀行口座」に預金し、一括保管するものとする。

3 収支の管理は、研究課題ごとに4つの費目（物品費、旅費・人件費、謝金等、その他）で行うものとする。

4 各費目の支出にあたって準用する基準等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 神奈川県財務規則(昭和29年2月1日神奈川県財務規則第5号)
- (2) 神奈川県財務規則の運用について(昭和39年12月1日39財第228号・39審第210号)
- (3) 職員の旅費に関する条例(昭和31年7月12日神奈川県条例第26号)
- (4) 職員の旅費に関する条例施行規則(昭和47年4月1日神奈川県規則第80号)
- (5) 職員の旅費支給規程(神奈川県訓令第12号)
- (6) 非常勤職員雇用等に関する取扱要綱
- (7) 研究所の講師謝礼基準

5 支出に必要な関係書類の様式は、別に定めるものとする。

6 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等は、使用ルールに定める期限までに終了し、これに係る支出を実績報告書の提出期限までに行うものとする。

7 直接経費に生じた利子は、研究所が譲渡を受け入れるものとする。

（間接経費に係る事務）

第6条 研究所は、研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うこととする。また、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還しなければならない。

2 使用にあたっては、研究所所長の責任の下で公正・適正かつ計画的・効率的な使用するものとする。

3 使用期限は、使用ルールに定める期限までとする。

4 毎年度の使用実績は、使用ルールに定める期限までに、間接経費執行実績報告（使用ルールに定める様式）により文部科学省に報告する。

（設備等に係る事務）

第7条 研究所は、研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）について、購入後直ちに（直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合であって、当該研究者が寄付延期について文部科学大臣あるいは日本学術振興会の承認を得た場合にあつては、当該寄付が延期された時期に、また、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる5万円未満の図書の場合にあつては、研究上の支障がなくなる時に）寄付として受け入れて適切に管理するものとする。

2 当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還しなければならない。

（適正な使用の確保）

第8条 研究所は、科研費の不正使用を防止するため、研究者及び事務職員を対象として、研修会・説明会を定期的を開催するものとする。

2 毎年度、全ての助成事業について内部監査を実施し、各年度の応募の際に、その実施状況及び結果について文部科学省に報告するものとする。

なお、内部監査については、書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとする。

3 前項の内部監査の監査員は研究課長とする。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。